平成29年1月11日 管財課 資産活用室 道下・西村 (内線)3478 (外線)076-225-1266

「石川県公共施設等総合管理計画(仮称)」(案)に対する 意見募集(パブリックコメント)について

「石川県公共施設等総合管理計画(仮称)」(案)を策定するにあったての参考とするため、下記のとおり、広く県民の皆様から意見を募集します。

記

1 募集期間

平成29年1月11日(水)~平成29年2月10日(金)(郵送の場合は2月10日(金)の消印有効です)

2 配付資料

「石川県公共施設等総合管理計画(仮称)」(案)

- 3 資料の入手方法
 - ① 石川県ホームページからダウンロード
 - ② 石川県総務部管財課及び行政情報サービスセンターで配布
- 5 意見の取扱い

意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日、県ホームページにより公表します。

石川県公共施設等総合管理計画(仮称) 【案】

<u></u> 旦 次

1	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	
2	計画の位置付け、対象施設、期間													
	(1) 計画の位置付け(他の計画との関係性)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• 2	,
	(2) 計画の対象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2)
	(3) 計画の期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	,
3	これまでの取り組み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	;
4	公共施設等の現況、将来の見通し													
	(1) 公共施設等の保有状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	•
	(2) 公共施設等の老朽化の状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7	,
	(3) 本県人口の将来の見通し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• 9)
	(4) 本県の財政状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 0)
	(5)公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の	見	.込	み		•	•	•	•	•	•	• -	1 2)
5	公共施設等の現状に関する基本認識(課題)・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	}
6	公共施設等の管理に関する基本的な考え方と実施	方	'針	·等										
	(1) 基本的な考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [1 4	:
	(2) 実施方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 5)
	(3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	•	•	•	•	•		•	•	•	•	• [1 7	,
	(4) 計画の全庁的な取り組み及び情報共有の体制と	フ	オ	口、	<u> </u>	ア	ソフ	プO.)美	施	į	• :	3 1	

1 はじめに

本県においては、高度経済成長期以降、交通ネットワークや文化・教育施設などの生活に密着した社会資本整備が格段に進み、その結果、県民生活の利便性や質が大きく向上した。一方で、厳しい財政状況に対応するため、これまで、累次の行財政改革の取り組みにより、県行政の守備範囲や組織体制の見直しなどを進め、行政庁舎等の公共建築物の廃止・集約化等を促進したほか、インフラ資産の効率的かつ効果的な整備の推進等に取り組んできたところである。

しかしながら少子高齢化に伴う人口減少により、今後は、県が保有する公共施設等の ニーズや役割が大きく変化することが見込まれることから、引き続き県民の利便性と良 質な行政サービスを維持するためにも、公共施設等のより一層の計画的な維持管理が求 められてきている。

また、国においては、平成25年11月にインフラ(※1)の戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各省庁や地方自治体に対して、行動計画を策定することを求め、さらに平成26年4月には、総務省から全ての地方自治体に対し、公共施設等(※2)の現状分析と将来見通しを踏まえ、維持管理に関する基本的な考え方を示した「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されたところである。

このため、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、 財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を推進するため、これ までの取り組みの成果を生かしつつ、県有財産を管理していくための基本方針として 「石川県公共施設等総合管理計画」を策定することとした。

<用語の定義>

※1 インフラ (広義のインフラ)

【H25.11 関係省庁連絡会議「インフラ長寿命化基本計画」より】 道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といっ

直路・鉄道・後海・至海寺の産業基盤や工下が道・公園・子校寺の生活基盤、石山石がといた国土保全のための基盤、その他国土、都市や農村漁村を形成するあらゆる基盤

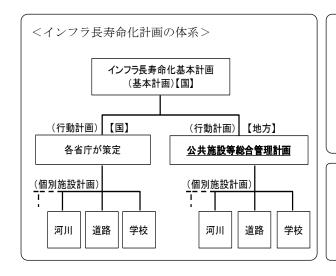
※2 公共施設等

【H26.4 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より】 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物を言う。具 体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設、プラント 系施設も含む包括的な概念

2 計画の位置付け、対象施設、期間

(1) 計画の位置付け(他の計画との関係性)

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づく本県のインフラ長寿命化計画(行動計画)に相当するものとする。また、本計画の策定は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年12月公布・施行)に基づく石川県強靭化計画(近年の甚大な自然災害の多発や、公共インフラの老朽化の顕在化などを踏まえた、本県の強靭化に関する取り組みの方向性を示す指針。平成28年3月策定)における、「老朽化対策」に資するものと位置付けるほか、行政経営プログラム(限られた資源を最大限活用した、効率的・効果的な行政経営の推進を基本理念とするもの。平成27年3月策定)における、財政健全性の維持・向上に向けた取り組み事項の一つと位置付ける。



<石川県強靭化計画における位置付け>

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や県職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下等を回避するため、「石川県公共施設等総合管理計画(仮称)」を策定し、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

<行政経営プログラムにおける位置付け>

財政健全性の維持・向上に向け、県有施設の効率的・効果的な維持管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を策定する。

(2) 計画の対象

本計画の対象施設は、県の保有する全ての公共施設等とする。ここでの「公共施設等」とは、庁舎等のいわゆるハコモノを指す「公共建築物」と、それ以外の狭義のインフラを示す「インフラ資産」とする。

(3) 計画の期間

10年間(平成29年度~平成38年度)とする。なお、計画期間中であっても、社会情勢や財務状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3 これまでの取り組み

① 行財政改革による施設の適正化について

これまで、累次の行財政改革大綱を拠り所に行財政改革の不断の取り組みを続け、 出先機関の再編や、民間委託等の民間ノウハウ活用、県行政の組織体制や守備範囲 の見直しなど、幅広い分野で着実にその成果を上げてきた。

中でも出先機関については、交通通信網の発達や産業構造の変化など、社会経済 情勢の変化に応じた見直しを図る観点から、農林総合事務所や土木事務所の再編な どを進め、施設の廃止や集約化を進めてきたほか、官民の役割分担を踏まえて県行 政の守備範囲を見直し、福祉施設の民立化や電気事業の民間譲渡などに取り組み、 県が保有・管理する行政庁舎等の適正化を図ってきた。

<取り組み事例>

○出先機関における施設の集約

珠洲農林事務所を珠洲土木事務所に集約 (H17)、加賀農林事務所を大聖寺土木事務所 に集約 (H18)、津幡農林事務所を津幡土木事務所に集約 (H24)、羽咋農林事務所及び 羽咋地域センターを羽咋土木事務所に集約 (H25) など

○県行政の守備範囲の見直し(民立化・廃止等)

自立訓練センターアカシアの里の民立化 (H15)、身体障害者授産所セルプはくさんの 民立化 (H19)、電気事業の民間譲渡 (H21)、地方職員共済組合員福利厚生施設ほくり く荘の廃止 (H23)、職員宿泊施設紀尾井会館の廃止 (H25) など

② 県有財産の有効活用と遊休財産の処分の推進について

用途を廃止し、今後も利用見込みのない遊休財産については、地域における利活用や自主財源の確保を図る観点から、原則、売却処分することとしており、一般競争入札や市町・隣接土地所有者等への随意契約により、積極的な売却促進に努めてきた。

また、施設壁面等を媒体とした広告事業主を募集し、広告掲載料として収入を得るほか、自動販売機の設置を使用許可制から公募による行政財産の貸付制へ移行を 進めることで、貸付料収入を使用許可時に比べ増加させるなど、県有財産を有効活 用することによる税外収入の確保にも取り組んできた。

<取り組み事例>

- ○県有地等の売却(H13~) 累計 244 物件を売却 (H13~H27)
- ○施設壁面への広告掲載 (H19~) 10 施設において広告を掲載 (H27)
- ○貸付制による自動販売機設置(H24~) 75 施設に計 212 台を設置(H27)

③ 公共土木施設の長寿命化と維持管理コスト削減に向けた取り組みについて 公共土木施設については、戦後の高度経済成長とともに着実に整備を行ってきた が、今後は、施設の老朽化が急速に進行していくことが見込まれている。本県にお いては、これまで、公共土木施設の大量更新時代を見据え、長寿命化計画の策定や 事後保全型から予防保全型の補修への転換による効率的・効果的な維持管理に取り 組んできた。

<取り組み事例>

○長寿命化計画に基づく補修の実施

橋梁 (H21~)

【 橋長 15m 以上の橋梁の緊急補修 (H21~H25)、橋長 15m 以上の橋梁の軽微な 【 損傷の計画的な補修 (H26~)、橋長 15m 未満の橋梁の緊急補修 (H26~)

道路シェッド (H24~)、トンネル (H26~)

河川の水門・堰 (H24~)

港湾の係留施設(H24~)

4 公共施設等の現況、将来の見通し

(1) 公共施設等の保有状況 (平成27年度末時点)

① 公共建築物

本県が平成27年度末時点で保有する公共建築物は、795施設、延床面積の合計は約218万㎡である。

また、施設類型ごとの保有状況は下表のとおりである。

施設類型	主な施設	施設数	棟数	延床面積 (m²)	延床面積の 比率(%)
庁舎等	本庁舎、県総合事務所、 農林・土木総合事務所、 保健福祉センター、工業試験場、 警察署、交番等	431	1, 037	524, 187	24. 0
県民利用施設	図書館、美術館、博物館、動物園、 スポーツセンター、陸上競技場、 産業展示館、女性センター、 空港施設、病院等	167	900	548, 635	25. 2
県営住宅	県営住宅	55	540	367, 169	16.8
学校施設	高等学校、特別支援学校等	67	949	686, 989	31.5
職員公舎・住宅	職員公舎、職員住宅	75	174	55, 234	2. 5
숨 計		795	3, 600	2, 182, 214	100.0

② インフラ資産

本県が平成27年度末時点で保有(もしくは管理)している主要なインフラ資産は下表のとおりである。

施設類型		数 量						
	道路	橋梁2,311橋、トンネル89箇所、シェッド129箇所、 大型函渠40基、横断歩道橋16橋、門型標識103基、 舗装2,442km						
	河川	堰9基、水門12基、堤防415km、樋門5基、陸閘16基、 放水路トンネル4箇所						
土木	海岸	(河川海岸) 護岸83.6km、突堤144基、離岸堤168基、 人工リーフ50基、消波堤24.6km (港湾海岸) 護岸30.9km、突堤66基、離岸堤29基、 人工リーフ1基、消波堤1.1km						
施設	ダム	10箇所						
	砂防	砂防設備(堰堤・床固工)1,230施設、 砂防設備(渓流保全工)94.9km、 地すべり防止施設122地区、急傾斜地崩壊防止施設320地区、 雪崩防止施設9地区						
	港湾	防波堤72施設、係留施設197施設、臨港交通施設(橋梁)20橋						
	都市公園	17箇所						
	農業水利施設	農業用ダム9箇所						
	地すべり防止施設	(農業関係施設) 84箇所 (林業関係施設) 95箇所						
農	治山施設	治山ダム4,406箇所、防潮護岸工18.3km、山腹工916箇所						
林水産	林道施設	林道245km、橋梁(片桟橋含む)42橋、トンネル15箇所、 シェッド18箇所						
産 施 設	漁港施設	8漁港(第4種:3港、第3種:2港、第2種:3港)、 漁港施設428施設(外郭施設259施設、係留施設96施設、 輸送施設73施設)						
	海岸保全施設	(農業関係施設)護岸90km、防波堤26km (水産業関係施設)海岸8海岸、護岸9.1km、 突堤0.3km、離岸堤(人工リーフ含む)0.6km、消波工0.5km						
下水	道 道	処理場3箇所、ポンプ場5箇所、管路施設73km						
水道	用水供給事業施設	取水場1箇所、浄水場1箇所、調整池3箇所、供給点等18箇所、 導水管1km、送水管184km						
交通	安全施設	交通信号機2,319基						

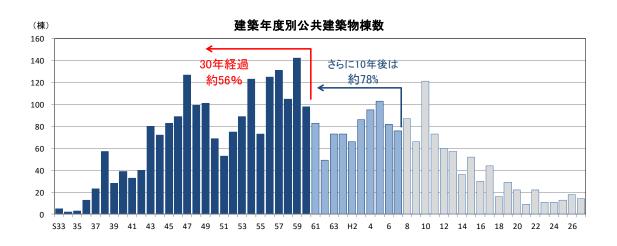
[※]本県が保有せずに管理しているものも含む。

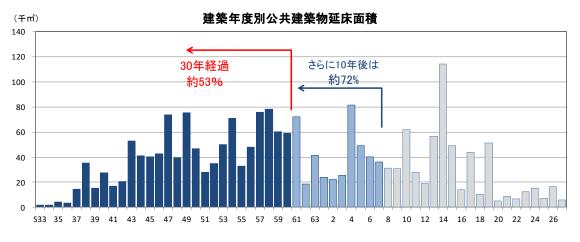
(2) 公共施設等の老朽化の状況

① 公共建築物

本県が保有する公共建築物(公有財産台帳に登録されている建物 [平成27年度 末現在])の建築年度別棟数及び延床面積は下記グラフのとおりである。

平成27年度末現在で築年数が30年を超える昭和60年度以前に建築された公共建築物の割合は、棟数ベースでは全体の約56%、延床面積ベースでは全体の約53%であり、このまま更新や除却等を行わないと仮定した場合、10年後の平成37年度末には、棟数ベースでは約78%、延床面積ベースでは約72%の公共建築物が築年数30年を超えることとなり、さらに老朽化が進むこととなる。



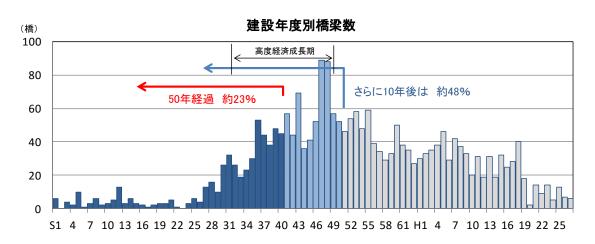


※両グラフともに公有財産台帳に登録されている建物 (平成27年度末現在)

② 主なインフラ資産

ア 橋梁

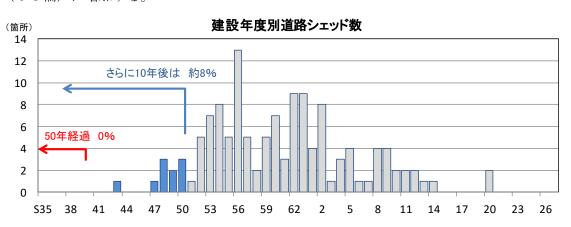
本県が管理する道路橋は、平成27年度末現在、約2,300橋(橋長2m以上)あり、高度経済成長期の昭和30年代から40年代にかけて、集中的に建設されている。 頻繁に補修が必要となると言われている50年を経過した橋梁は、現在、約23% (522橋)であるが、10年後には約48%(1,107橋)、20年後には約67% (1,557橋)に増加する。



イ 道路シェッド

道路シェッドは、雪崩や落石から交通の安全を確保するために重要な役割を担っており、本県が管理するスノーシェッドやロックシェッドは、平成27年度末現在、合計129箇所(延長9,584m)に設置している。

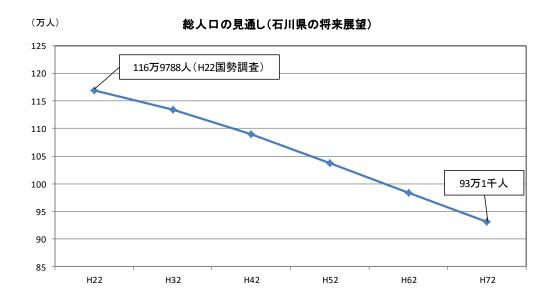
これらの道路シェッドは、主に白山麓の国道157号や国道360号等に、昭和50年代から60年代にかけて集中的に建設されており、現在は、建設後50年を経過した道路シェッドはないものの、10年後には約8%(10橋)、20年後には約53%(68橋)に増加する。



(3) 本県人口の将来の見通し

本県の人口は、平成17年国勢調査で初めて減少に転じ、平成22年国勢調査では 116万9,788人となっている。

本県における人口の現状分析や、目指すべき将来の方向、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等を踏まえて、本県としては、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を達成する取り組みのほか、本県独自の取り組みを加え、自然減対策及び社会減対策を講じることで、国の推計では3割減少するとされている平成72年の本県の人口の将来展望を2割の減少にとどめ、93万1千人を目指すこととしている。



年齢階級別	(人)
	()()

	H22	H32	H42	H52	H62	H72
0~14歳	159,283	142,453	139,221	146,597	145,293	137,960
15~64歳	725,951	653,055	609,063	540,490	504,512	492,104
65歳以上	275,337	339,280	341,802	350,449	334,242	300,935
合計	1,169,788	1,134,789	1,090,085	1,037,536	984,048	930,999

※年齢不詳も含まれるため、3分類(15未満人口、生産年齢(15~64歳)人口、老年人口)を合計しても総数とならない場合がある。

(4) 本県の財政状況

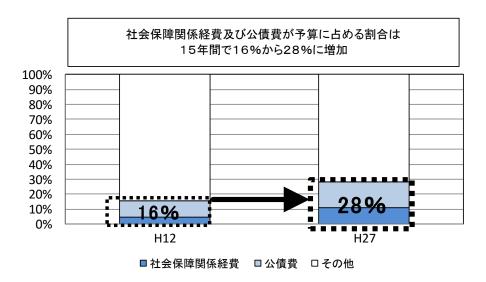
本県財政は、平成24年度以降4年連続で収支均衡を達成し、基金の取り崩しに頼らない財政運営が可能となる状況に戻りつつある一方、北陸新幹線の敦賀延伸という 大プロジェクトを控えて大きな歳出圧迫が見込まれるなど、今後も引き続き、楽観できない状況が予想される。

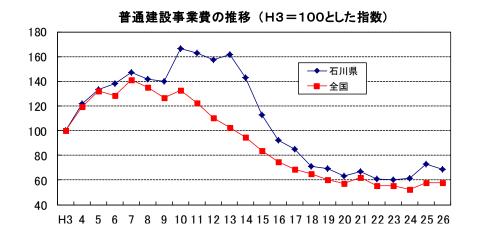
普通建設事業費に関しては、バブル経済が崩壊した平成4年度以降、本県では国の経済対策に呼応して積極的に社会資本整備に取り組み、他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降も数年にわたり高水準の公共投資を実施してきた。これにより、交通ネットワークや文化・教育施設などの整備が進み、県民生活の利便性や質が大きく向上した。

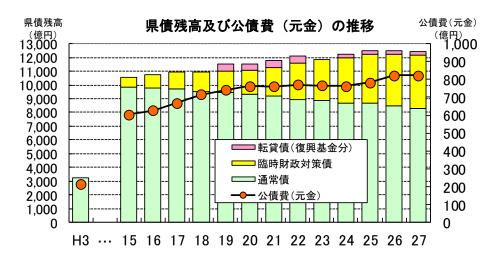
一方で、その財源である県債の発行額も多くなり、その償還費である公債費についてもピークを越えたものの依然として高負担である。

このような公債費のほか、高齢化の進展により社会保障関係経費の増加が今後も変わらず、職員の大量退職により退職手当も引き続き高い水準で推移するなど、義務的経費が県財政を圧迫する極めて厳しい状況が予想される。

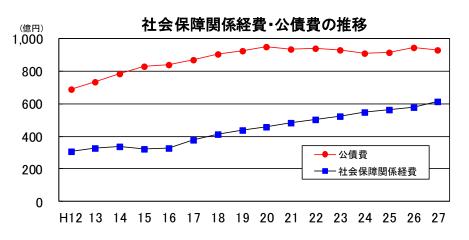
予算に占める社会保障関係経費及び公債費の割合(推移)







- (注1) 一般会計決算額で、特定資金公共投資事業債分を除く。
- (注2) 転貸債は、復興基金の造成に必要な資金を(公財)能登半島地震復興基金に貸し付けるために発行したもの。
- (注3) 公債費(元金)は、借換債、繰上償還及び転貸債(復興基金分)を除く。



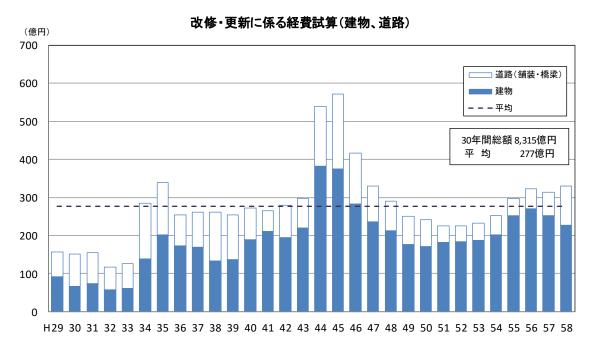
(注)公債費は、借換債充当公債費、特定資金公共投資事業債、繰上償還、転貸債(復 興基金分)を除いたもの。

(5) 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

改修・更新にかかる中長期的な経費の見込みは、高い精度で算出することが困難なため、既に長寿命化計画を策定している橋梁に加え、簡易に推計ができる総務省提供の更新費用試算ソフトで試算のできる建物及び道路舗装に限定し、同ソフトを用いるなどして一定の期間で改修・更新を繰り返した場合の今後30年間にかかる年度別の経費を試算したところ、下記グラフのとおりとなった。

平成33年度まで大きな増減はないが、平成34年度に急激に上昇して以降、高水準で推移することが見込まれ、30年間の総額で8,315億円、1年当たり平均で277億円が必要になると推計される。また、年間で最大となるのは、平成45年度の571億円であり、これは、最小となる平成32年度の117億円の約5倍となっている。

今後、対策を講じることなく改修や更新を繰り返すだけでは、長期的に経費が増えるだけでなく、年度間の経費の起伏が大きくなると見込まれる。



<試算条件>

- ○建物・舗装…総務省が提供する更新費用試算ソフトにおける試算方法に基づく。
- ○橋梁………既存の橋梁長寿命化修繕計画における事後保全維持管理型の場合の 経費を引用。
- ※ 総務省の更新費用試算ソフトは、改修・更新の期間及びそれらに要する費用の全国データを基に、機械的に今後の経費見込みを算出するものであり、本県の費用の単価や個々の施設の老朽化度合、今後の利用計画等を反映したものではないため、上記の経費試算は、本県における将来の予算を拘束するものではない。

5 公共施設等の現状に関する基本認識 (課題)

① 老朽化する公共施設等の増加

本県が保有する公共建築物の建築時期は、昭和40年代から急激に増えており、 今後、これらの建物が順次建築後50年を超えることになる。建物に限らず、老朽 化した公共施設等は、その耐久性が低下することが容易に想定されることから、平 常時に利用する県民の安全・安心の確保だけでなく、災害時における防災拠点とし ての機能及び移動や輸送の基盤を維持していくためにも、老朽化対策が急務である。

② 今後の財政状況への対応

厳しい財政状況が続くことが予想される中、今後、老朽化した公共施設等の増加 に伴い、これらの維持管理や修繕、更新にかかる老朽化対策費用が増加すると見込 まれることから、財政負担の軽減と平準化に努めなければならない。

③ 社会構造や行政ニーズの変化への対応

少子高齢化に伴う人口減少により、公共施設等に求められる役割と機能のあり方も大きく変化すると見込まれている。若年世代の比率が減少し高齢者世代の比率が増加する中で必要量・適正量を見直すべきもの、市町や民間との役割分担をあらためて精査した上で委譲や譲渡が適当と認められるものなどについて、中長期的な視点に立ち、各施設の特性に応じた方針を見定める必要がある。

6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と実施方針等

前項の現状に関する基本認識(課題)を踏まえ、今後の財政状況や公共施設等をとりまく環境の変化に対応しながら、以下の基本的な考え方と実施方針に基づき、県民が必要とする施設機能・行政サービスの維持、向上を図る。

(1) 基本的な考え方

① 利用者等の安全・安心の確保

日ごろから適切な維持管理に努め、老朽化が著しいなど緊急度の高い施設の優先的な補修、用途廃止した県有財産の速やかな除却や安全対策の徹底など、県民の安全・安心の確保について、引き続き万全を期する。

② 長寿命化に向けた施設管理

適切に施設の点検・診断を行い、劣化状況を把握するとともに、施設の特性や利用状況に応じ、予防保全型修繕(損傷が軽微な段階で小規模な修繕を計画的に繰り返す)を行うなど、施設の長寿命化や経費削減につながる取り組みを実施する。

③ 施設規模、配置、機能等の適正化

施設の新設・保有(利活用)・更新の各局面において、社会情勢の変化を踏まえ、総合的かつ長期的な視点で費用対効果や施設に対するニーズ、求められる役割等を検証し、施設規模、配置、機能等の適正化に努める。

(2) 実施方針

点検・診断等

個々の施設について適切に点検・診断を行い、劣化(性能低下)等の状況を把握するとともに、点検・診断結果を分析し、維持管理や修繕の実施に活用する。さらに、点検・診断結果や修繕等の履歴情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築する。

また、職員に対しては、研修等を通じてノウハウ等の蓄積・共有化を進め、点検・ 診断等の精度の向上を図る。

② 維持管理·修繕·更新等

劣化が進行する前に予防保全型修繕を行うなど、施設ごとに効率的かつ適切な維持管理・修繕の方法を検討し、実施する。

また、維持管理・修繕に係る先進的な技術や新たな知見を積極的に取り入れるとともに、例えば耐震改修と長寿命化のための改修を同時に施工するなど、費用対効果の向上やトータルコストの縮減に努める。

更新時には施設のライフサイクルコスト(建設〜解体までの費用)の縮減や、施設の規模、配置、機能等の適正化を念頭に置くとともに、民間ノウハウの活用可能性についても検討する。

③ 安全確保

利用者等の安全・安心の確保を最優先に、点検・診断により危険性が高いと認められた施設は、応急修繕などの対策を行う。老朽化等で用途廃止し、利用見込みのない公共施設等は速やかに解体撤去する、部外者が立ち入らないよう柵を設置するなど、事故防止対策に万全を期す。

④ 耐震化

これまでに、災害時の拠点施設や避難施設等の耐震化については対応済みであるが、それら以外の公共建築物や、災害時の避難・支援活動に欠かせない道路等インフラ資産についても、施設の利用形態や老朽化状況等を総合的に勘案しながら、必要に応じ、耐震補強等の対策を実施する。

⑤ 長寿命化

施設の必要な機能の維持と将来の財政負担平準化の両立を目指し、適切に予防保 全型の修繕・改修等による長寿命化を図る。

⑥ 統合や廃止

施設の新設や更新にあたっては、社会情勢の変化をふまえ、施設のニーズ、利用者にとっての利便性、市町や民間との役割分担等を検証するとともに、施設の複合化・合築などの集約、あるいは除却の可能性も含めた検討を行うなど、施設の規模、配置、機能等の適正化に努める。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

各施設の管理者が本計画で定める基本的な考え方、実施方針に沿って取り組むだけでなく、部局横断の庁内会議や関係課によるワーキンググループ等において、本計画に基づく各取り組みを推進するとともに、全庁的な推進状況を把握する。また、具体の取り組み事例について情報の共有を図り、これらの事例に対する効果を客観的に検証・評価することで、取り組み内容の見直しや改善につなげる。さらに、研修などを通じて、職員に本計画の趣旨の浸透を図る。

(3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

各施設類型の特性に応じた、点検・診断、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、 長寿命化等に関する基本的な方針は以下のとおりである。各施設の管理者は、前述の基 本的な考え方や実施方針を踏まえつつ、該当する施設類型の方針に基づき、個別施設計 画(長寿命化計画等)を策定するなど、効率的・効果的な管理を行う。

庁舎等

○ 点検・診断等

建築基準法に基づく定期点検を実施し、損傷や不具合の早期発見に努める。

○ 維持管理・修繕・更新等

事故を未然に防ぐため、予防保全型修繕など施設に応じた適切かつ計画的な維持 管理に努める。

耐震化と長寿命化の同時施工など、コスト縮減に努める。

○ 安全確保

用途廃止したものは、安全確保の観点からできる限り速やかに除却する。ただし、速やかな除却が困難なものは、立ち入り禁止措置を講じる。

○ 耐震化

災害時の拠点施設や避難施設等の耐震化についてはこれまでに対応済みであり、 その他の庁舎等については、利用形態や老朽化状況等を総合的に勘案しながら、必 要に応じ、耐震補強等の対策を実施する。

○ 長寿命化

老朽化の状況や施設の利用状況などを総合的に勘案し、適切な時期に長寿命化対策を実施する。

○ 統合や廃止

人口減少など社会環境の変化による庁舎等の需要、役割を見極めながら、効率的な行政サービスの提供やコスト縮減の観点を踏まえ、配置の適正化に取り組む。

県民利用施設

点検・診断等

建築基準法に基づく定期点検を実施し、損傷や不具合の早期発見に努める。

○ 維持管理・修繕・更新等 利用者の利便性の維持・向上のため、施設に応じた適切かつ計画的な維持管理に 努める。

○ 安全確保

広く県民が利用することから、利用者の安全・安心の確保を最優先に考え、点検・診断等により危険性が高いと認められた施設は、早急に修繕等を行うなど、事故を未然に防ぐ。

〇 耐震化

災害時の拠点施設や避難施設等の耐震化についてはこれまでに対応済みであり、 その他の施設については、利用形態や老朽化状況等を総合的に勘案しながら、必要 に応じ、耐震補強等の対策を実施する。

○ 長寿命化

老朽化の状況や施設の利用状況、人口減少による施設利用の需要の変化などを総合的に勘案し、適切な時期に長寿命化対策を実施する。

○ 統合や廃止

施設の利用者数の推移や利用者の利便性を把握するとともに、将来の環境変化を 見極めながら、配置の適正化に取り組む。

県営住宅

点検・診断等

建築基準法に基づく定期点検等を実施し、損傷や不具合の早期発見に努める。

○ 維持管理・修繕・更新等

事故を未然に防ぐため、予防保全型修繕など施設に応じた適切かつ計画的な維持 管理に努める。

○ 安全確保

点検・診断等により、危険性が高いと認められた施設は、早急に修繕等を行うことに努める。

○ 長寿命化

老朽化の状況や入居状況などを総合的に勘案し、計画的に長寿命化対策を実施する。

○ 統合や廃止

行政経営プログラムに基づき、将来需要を考慮しながら、規模や配置の適正化に 取り組む。

学校施設

○ 点検·診断等

建築基準法に基づく定期点検のほか、学校保健安全法施行規則に基づく安全点検 や日常的な点検などを実施し、損傷や不具合の早期発見に努める。

○ 維持管理·修繕·更新等

予防保全型修繕など施設に応じた適切かつ計画的な維持管理に努める。 長寿命化、省エネルギー化、バリアフリー化等の同時施工など、コストの縮減に 努める。

○ 安全確保

点検により、危険性が高いと認められた箇所は、応急措置を実施するとともに、 早急に修繕を実施する。

今後の活用が見込めないものについては、安全確保の観点からできる限り速やか に除却する。ただし、速やかな除却が困難なものは、立ち入り禁止措置を講じる。

〇 耐震化

耐震化が必要な全ての校舎、体育館については平成29年度末までに改修が完了 する予定であるが、完了後も引き続き非構造部材の安全点検を行い、必要に応じ、 安全対策を実施する。

〇 長寿命化

老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案し、適切な時期に長寿命化対策を実施する。

○ 統合や廃止

生徒数や地域の実情を踏まえ、規模や配置の適正化に努める。

職員公舎・住宅

○ 点検·診断等

建築基準法に基づく定期点検を実施し、損傷や不具合の早期発見に努める。

○ 維持管理・修繕・更新等

事故を未然に防ぐため、予防保全型修繕など施設に応じた適切かつ計画的な維持管理に努める。

〇 安全確保

用途廃止したものは、安全確保の観点からできる限り速やかに除却する。ただし、速やかな除却が困難なものは、立ち入り禁止措置を講じる。

○ 統合や廃止

行政経営プログラムに基づき、入居率が低い公舎等を順次廃止し、集約化を推進する。

道路

<橋梁、トンネル、道路シェッド、大型函渠、横断歩道橋、門型標識等>

点検・診断等

日常的な道路パトロールによる点検に加え、道路法に基づき、5年に1サイクル の近接目視による定期点検を実施し、構造物の健全性を診断する。

○ 維持管理·修繕·更新等

点検結果に基づき、損傷の原因、施設に求められる機能を勘案して補修工法・時期を決定する予防保全的な維持管理を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減及び維持・更新費の平準化を図る。

安全確保

日常管理や定期点検により、路線の重要度、第三者被害(例:橋梁のコンクリート片の落下等による被害)のおそれのある箇所等、優先順位をつけ修繕・更新を行い、道路交通網の安全確保に努める。

〇 耐震化

緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋・跨道橋等について優先的に耐震化を実施する。

○ 長寿命化

点検結果に基づき、長寿命化計画の更新を行い、路線の重要度や損傷度により、 対策箇所の優先度を決定し、長寿命化を図る。

<舗装>

点検・診断等

日常的な道路パトロール等により、舗装のひび割れやわだち等の損傷状況を点検・診断する。

○ 維持管理・修繕・更新等

点検結果に基づき、ひび割れやわだちが進行している、緊急度の高い箇所から計画的に順次補修を実施する。

○ 安全確保

日常管理により、舗装のくぼみ等の損傷が確認された場合には、適切な応急措置及び必要な修繕を実施し、安全確保に努める。

○ 長寿命化

日常的な道路パトロール等により、常に舗装の状況を把握し、適切な時期に適切な工法での補修により、長寿命化を図る。

河川

<水門、樋門、堰、陸閘、放水路トンネル>

点検・診断等

日常的な河川パトロールによる点検に加え、河川法に基づき、1年に1回の定期 点検を実施する。

○ 維持管理・修繕・更新等 計画的に修繕・更新を行うことで、施設機能の信頼性を確保しつつ、効率的・効 果的な維持管理を行う。

○ 安全確保

日常管理や定期点検により、施設の状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、安全確保を図る。

○ 長寿命化

長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕・更新を行い、施設機能の信頼性確保 及び施設の長寿命化を図る。

放水路トンネルの長寿命化計画については、今後策定する。

く堤防ン

○ 点検·診断等

日常的な河川パトロールによる点検に加え、河川法に基づき、5年に1サイクル の近接目視による定期点検を実施する。

○ 維持管理・修繕・更新等 定期点検により、施設の損傷状況を把握し、緊急度の高い箇所から、順次修繕等

○ 安全確保

を行い、適切に維持管理を行う。

日常管理や定期点検により、施設の状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、安全確保を図る。

海岸

○ 点検·診断等

日常的な海岸パトロールによる点検に加え、今後策定する長寿命化計画に基づき、定期点検を実施する。

- 維持管理・修繕・更新等 計画的に修繕・更新を行うことで、施設機能の信頼性を確保しつつ、効率的・効 果的な維持管理を行う。
- 安全確保 日常管理や定期点検により、施設の状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、 安全確保を図る。
- 長寿命化 長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕・更新を行い、施設機能の信頼性確保 及び施設の長寿命化を図る。

ダム

○ 点検·診断等

日常管理(巡視・点検・計測)に加え、ダム検査規程に基づく定期検査(3年に1回以上)を実施する。

- 維持管理・修繕・更新等 計画的に修繕・更新を行うことで、施設機能の信頼性を確保しつつ、効率的・効 果的な維持管理を行う。
- 安全確保 日常管理や定期点検により、施設の状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、 安全確保を図る。
- 長寿命化

長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕・更新を行い、施設機能の信頼性確保 及び施設の長寿命化を図る。

砂防

点検・診断等

日常的なパトロールによる点検に加え、国の砂防関係施設点検要領に基づき、5年に1サイクルの定期点検を実施する。

○ 維持管理・修繕・更新等 計画的に修繕・更新を行うことで、施設機能の信頼性を確保しつつ、効率的・効 果的な維持管理を行う。

○ 安全確保

日常管理や定期点検により、施設の状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、安全確保を図る。

〇 長寿命化

今後策定する長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕・更新を行い、施設機能の信頼性確保及び施設の長寿命化を図る。

港湾

○ 点検·診断等

日常的な港湾パトロールに加え、維持管理計画に基づき、定期点検を実施する。 また、地震等の異常時の直後及び点検・診断により、特段の変状が確認された場合 には、臨時点検を実施する。

○ 維持管理·修繕·更新等

点検結果に基づき、損傷の原因、施設に求められる機能を勘案して、補修工法・時期を決定する予防保全的な維持管理を行うことにより、ライフサイクルコストの 縮減及び維持・更新費の平準化を図る。

○ 安全確保

日常管理や定期点検により、施設の状況を把握し、施設利用に支障や危険を及ぼす恐れがある場合には、使用制限等の措置を行い、適切な優先順位付けのもと計画的な修繕・更新を行う。

〇 耐震化

港湾計画に位置付けられた耐震強化岸壁について、耐震化を実施する。また、緊 急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施する。

○ 長寿命化

点検結果に基づき、予防保全計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定し、長寿命化を図る。

都市公園

点検・診断等

日常的な点検に加え、遊具について、都市公園における遊具の安全確保に関する 指針に基づき、1年に1回以上の専門業者による点検を実施する。

○ 維持管理・修繕・更新等

安全・安心の確保のため、速やかな小修繕に努めるとともに、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの縮減、平準化を図る。

○ 安全確保

日常点検や定期点検により、施設状態を把握し、適切な修繕を行うことにより、 公園利用者の安全確保に努める。

〇 長寿命化

点検結果に基づき、長寿命化計画の更新を行い、施設の重要度や損傷度により対 策箇所の優先度を決定し、長寿命化を図る。

農業水利施設

○ 点検·診断等

国の点検要領や手引き等に基づき、日常点検や定期点検により、施設の状況を把握し、適切な施設機能の維持を図る。

○ 維持管理・修繕・更新等

長寿命化計画に基づき、施設の予防保全型維持管理を行い、効率的な維持管理を 図るとともに、適切な時期に、施設の補修や更新等、必要な対策を講じる。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設に異常が確認された場合には、応急措置等の対策を講じるとともに、必要な補修等を実施する。

○ 耐震化

耐震化の必要がある施設に対しては、施設の補修・更新に併せ、適宜、耐震化整備を進める。

○ 長寿命化

点検・診断結果により適宜、長寿命化計画を変更し、効率的な施設の長寿命化を 図る。

地すべり防止施設

<農業関係施設>

○ 点検・診断等

定期点検により、施設の状況を把握し、適切な施設機能の維持を図る。

○ 維持管理・修繕・更新等

今後策定する長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、予防保全が必要な施設については、施設の補修や更新、機能強化等の対策を講じる。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設に異常が確認された場合には、応急措置及び立入禁止等による安全確保を図るとともに、必要に応じ、補修・更新等の対策を講じる。

〇 耐震化

耐震化の必要がある施設に対しては、施設の補修・更新に併せ、適宜、耐震化整備を進める。

〇 長寿命化

点検・診断結果により、適宜、長寿命化計画を変更し、効率的な施設の長寿命化 を図る。

<林業関係施設>

○ 点検·診断等

巡視や定期点検、豪雨後などに必要に応じて実施する緊急点検により、施設の劣化や損傷状況の把握、データの蓄積を行う。

○ 維持管理・修繕・更新等

点検・診断の結果を踏まえて、施設の劣化・損傷状況、保全対象への影響等により優先順位を設定し、効率的・効果的な維持管理や更新等を実施する。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設が著しく機能低下している場合には、周辺森林の状況や 保全対象への影響等を踏まえて緊急度を判定し、応急的な措置を行うほか、必要に 応じて立入禁止等の措置を講じる。

〇 長寿命化

今後策定する長寿命化計画に基づき、予防保全型維持管理・更新等を実施する。

治山施設

○ 点検·診断等

定期点検や豪雨後などに必要に応じて実施する緊急点検により、施設の劣化や損傷状況の把握、データの蓄積を行う。

○ 維持管理・修繕・更新等

点検・診断の結果を踏まえて、施設の劣化・損傷状況、保全対象への影響等により優先順位を設定し、効率的・効果的維持管理や更新等を実施する。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設が著しく機能低下している場合には、周辺森林の状況や保全対象への影響等を踏まえて緊急度を判定し、応急的な措置を行うほか、必要に応じて立入禁止等の措置を講じる。

○ 耐震化

国の基準では一定規模を越える施設については、耐震化対策を実施することとなっているが、本県には該当する施設は設置されていない。

〇 長寿命化

今後策定する長寿命化計画に基づき、予防保全型維持管理・更新等を実施する。

林道施設

○ 点検・診断等

林道については、県営林管理要領に基づき、豪雨後等に点検を実施し、施設の異常の有無を確認する。

橋梁、トンネル・シェッドについては、今後策定する長寿命化計画に基づき、定期点検を実施し、施設の健全度を診断する。

○ 安全確保

施設に異常が認められた場合は、早期復旧に努めるとともに、急を要する場合は、通行止め等の臨機の措置を講じる。

○ 維持管理・修繕・更新等、長寿命化

橋梁、トンネル・シェッドについては、維持管理に当たり、計画的な予防保全型維持管理を実施し、長寿命化に努める。

漁港施設

○ 点検·診断等

日常点検や定期点検により、施設の状況を把握し、継続的に点検・診断を実施する。点検結果については、機能保全計画の更新にも活用する。

○ 維持管理・修繕・更新等 機能保全計画に基づき、施設の維持管理を行い、効率的・効果的な維持管理、更 新を図る。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設に異常が確認された場合には、応急措置や施設の利用停止などの対策を実施する。

〇 耐震化

耐震耐津波に係る漁港施設の機能診断に基づき、耐震耐津波対策が必要な漁港施設ごとに実施する。

○ 長寿命化

機能保全計画に基づき、予防保全が必要な施設については、計画的な措置を講じる。点検・診断結果により、機能保全計画の更新が必要であれば更新し、長寿命化を実施する。

海岸保全施設

<農業関係施設>

○ 点検·診断等

定期点検により、施設の状況を把握し、適切な施設機能の維持を図る。

○ 維持管理・修繕・更新等

今後策定する長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、予防保全が必要な施設については、施設の補修や更新、機能強化等の対策を講じる。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設に異常が確認された場合には、応急措置及び立入禁止等による安全確保を図るとともに、必要に応じ、補修・更新等の対策を講じる。

〇 耐震化

耐震化の必要がある施設に対しては、施設の補修・更新に併せ、適宜、耐震化整備を進める。

〇 長寿命化

点検・診断結果により、適宜、長寿命化計画を変更し、効率的な施設の長寿命化 を図る。

<水産業関係施設>

○ 点検·診断等

日常点検や定期点検により、施設の状況を把握し、継続的に点検・診断を実施する。点検結果については、長寿命化計画の更新にも活用する。

○ 維持管理・修繕・更新等

今後策定する長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を行い、効率的・効果的な維持管理、更新を図る。

○ 安全確保

点検・診断の結果、施設に異常が確認された場合には、応急措置や施設の利用停止などの対策を実施する。

〇 耐震化

耐震化の必要がある施設に対しては、補修・更新に併せ、適宜、耐震化整備を進める。

〇 長寿命化

長寿命化計画に基づき、予防保全が必要な施設については、計画的な措置を講じる。点検・診断結果により長寿命化計画の更新が必要であれば更新し、長寿命化を 実施する。

下水道

○ 点検·診断等

下水道維持管理指針に基づく定期的な点検を実施し、施設の状態を把握する。

○ 維持管理・修繕・更新等、長寿命化

下水道維持管理指針に基づき、健全度や重要性等に応じて、効率的・効果的な維持管理、修繕、更新を計画的に行う。また、長寿命化計画に基づき、適切な時期に長寿命化対策を実施する。

○ 安全確保

点検・診断の結果、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を 実施するなど必要な措置を講じる。

〇 耐震化

災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、管路(マンホール)については、必要な耐震化を完了しているが、引き続き、ポンプ施設や水処理施設など施設の耐震化を進める。

水道用水供給事業施設

○ 点検·診断等

水道維持管理指針等に基づく定期的な点検を実施し、施設の状態を把握する。

○ 維持管理・修繕・更新等、長寿命化

水道維持管理指針等に基づき、健全度や重要性等に応じて、効果的・効率的な維持管理、修繕、更新を計画的に行う。また、老朽化の状況などを総合的に勘案し、適切な時期に長寿命化対策を実施する。

〇 安全確保

点検・診断の結果、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を 実施するなど必要な措置を講じる。

○ 耐震化

浄水場や調整池など主要な地上施設については、必要な耐震化を完了しているが、 地下に埋設している送水管については、既設管とは別ルートで耐震性の高い送水管 を整備し、2系統化による水道用水の安定供給を図る。

交通安全施設

- 点検・診断等
 - 自主点検及び民間委託による点検・診断等、点検の充実・強化を図り、早期の異常発見に努める。
- 維持管理・修繕・更新等 点検・診断記録、補修履歴等の情報を適切に管理するとともに、これらの情報を

基に、優先度に応じた計画的な更新を実施する。

○ 統合や廃止

道路環境や交通需要の変化、維持管理コスト、老朽化の状況等を総合的に判断し、集約や廃止を含む見直しに取り組む。

(4) 計画の全庁的な取り組み及び情報共有の体制とフォローアップの実施

部局横断の庁内会議や関係課によるワーキンググループ等において、本計画で定める基本的な考え方に基づく各取り組みを推進するとともに、計画の全庁的な推進状況を把握する。また、部局間で具体の取り組み事例について情報の共有を図り、これらの事例に対する効果を客観的に検証・評価することで、取り組み内容の見直しや改善につなげる。

全庁の資産情報を登載している固定資産台帳については、現在整備を進めているところであるが、この情報は、公共施設等の管理に役立てることができるものであり、部局間で情報を共有し、その活用方策について検討する。

国(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)が策定したインフラ長寿命化基本計画によれば、各自治体においては、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を平成32年頃(2020年頃)までに策定することとされており、本県においても施設類型ごとに長寿命化計画(個別施設計画)の策定を目指す。

また、本計画は、今後策定される個別施設計画の内容や社会情勢、財政状況などの変化等を踏まえ、計画の実施期間にとらわれず、適宜必要な見直しを図る。